

対馬市循環型社会形成推進地域計画

長崎県 対馬市

当初	平成26年12月12日
変更	平成29年9月26日
変更	平成30年11月15日

対馬市循環型社会形成推進地域計画

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制・再使用の推進	6
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	11
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援に関するもの	11
(6)	その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	12
(1)	計画のフォローアップ	12
(2)	事後評価及び計画の見直し	12

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

対馬市全域

面積：709.01km²（平成25年10月1日）

人口：33,164人（平成26年3月31日現在）

地域指定：・過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
・離島振興法に基づく離島地域

(2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は長崎県最北部に位置する南北約82km、東西18kmの細長い島で、北は対馬海峡西水道をはさんで朝鮮半島に面し、南は対馬海峡東水道をはさんで壱岐島、九州本土に面している。

対馬市の89%が山林であり、総延長915kmの海岸線は、複雑な入り江のリアス式の海岸となっている。

本市のごみ処理状況は、可燃ごみは対馬クリーンセンターごみ焼却施設において焼却・溶融処理を行い、不燃ごみ、粗大ごみ等については、選別・破碎処理等を行い、リサイクルできるものについては、資源ごみと併せてリサイクルを図っている。

今後は、循環型社会形成の推進を図っていくため、可燃ごみの減量、資源化に向けた生ごみの分別収集・堆肥化事業に取り組み、焼却量の減少、社会的背景である温暖化対策（CO₂削減）も含め、対馬市の廃棄物処理実情に応じた対馬クリーンセンター焼却システムの改良に取り組んでいく。

生活排水については、合併処理浄化槽、漁業集落排水施設等を整備し対策を推進しており、汚水衛生処理率は27.4%となっている。

本市には、舟志川、佐護川、三根川、仁田川、佐須川、瀬川などの河川が流れており、これらの河川が流入する対馬海域も含め、公共用水域の水質保全を図るために単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を使用している家庭に対し、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の普及を推進する。

(4) ごみ処理広域化の検討状況

長崎県ごみ処理広域化計画においては対馬ブロックに位置付けされ、平成14年4月に焼却施設の広域化を実施した。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

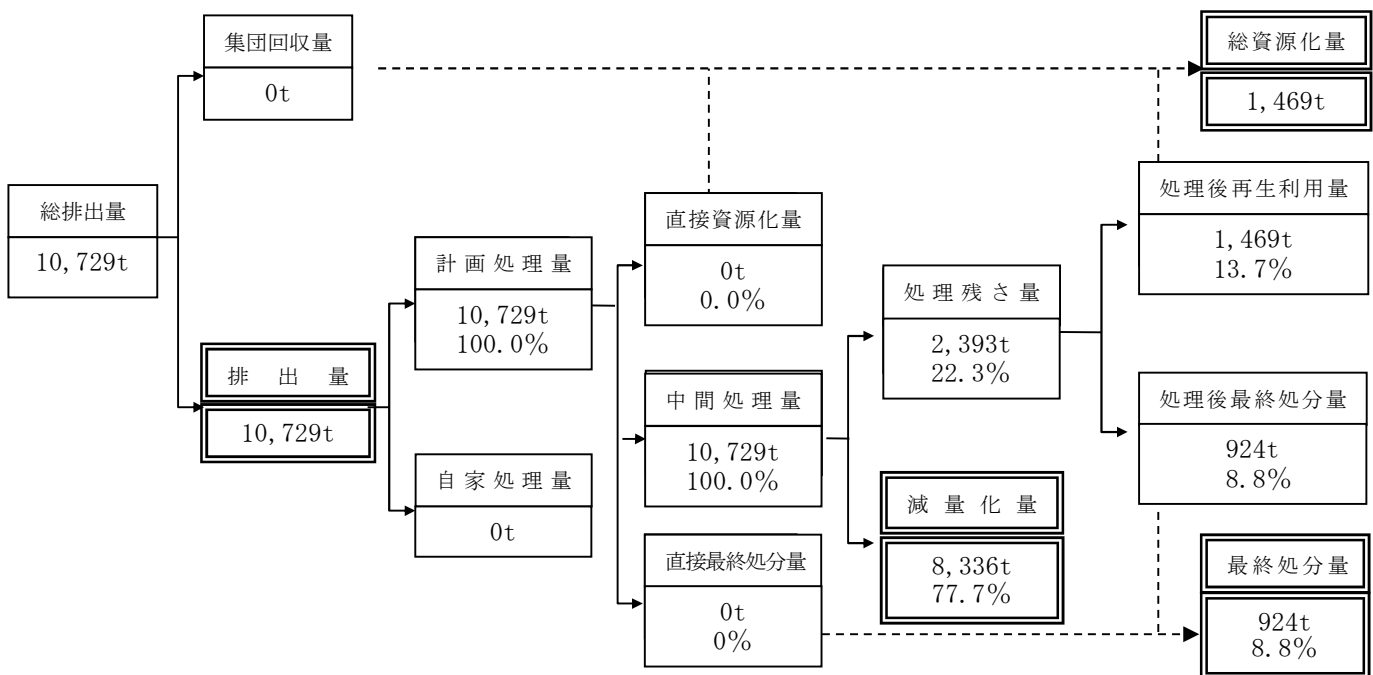
平成25年度の一般廃棄物の排出の現状、処理状況は図-1のとおりである。

総排出量は、10,729トンであり、再生利用される総資源化量は1,469トン、リサイクル率（＝（処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ排出量＋集団回収量））は13.7%である。

中間処理による減量化量は8,336トンであり、排出量の77.7%が減量化されている。

また、排出量の8.8%に当たる924トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は9,260トンである。



※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

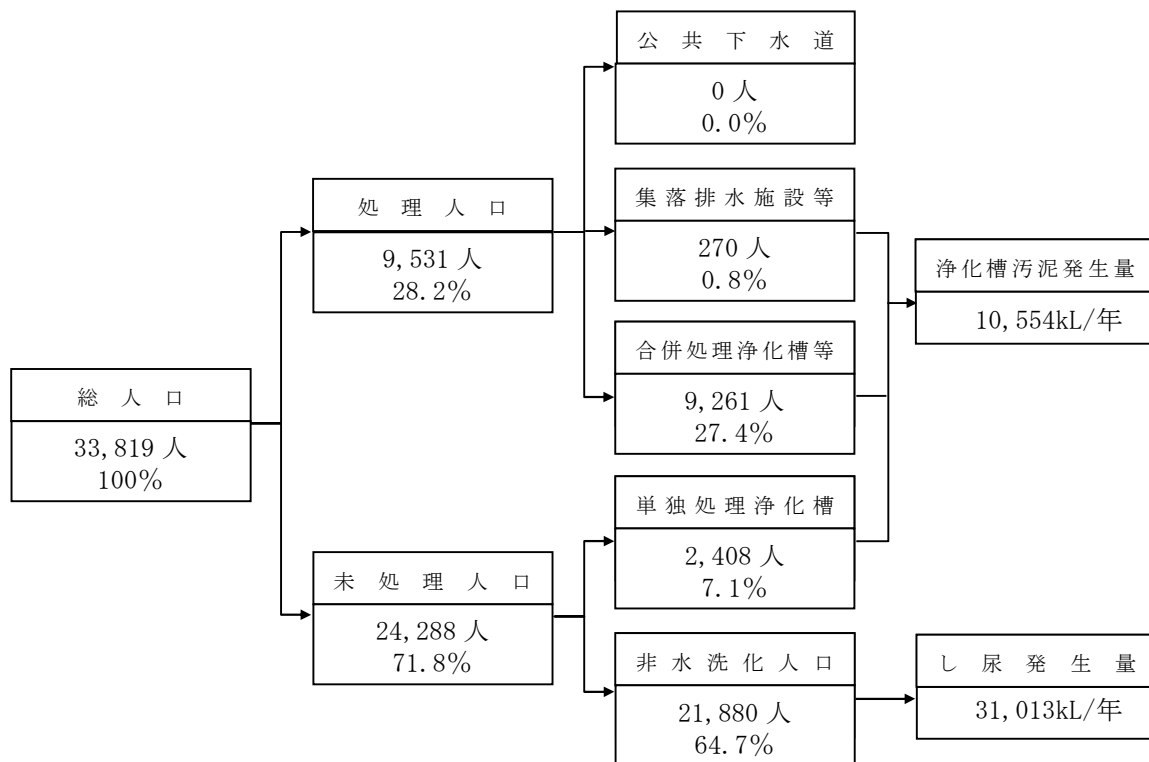
図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成25年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成25年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図-2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、33,819人であり、水洗化人口は9,531人、汚水衛生処理率は28.2%である。

し尿発生量は31,013kL/年、浄化槽汚泥発生量は10,554kL/年であり、処理・処分量は合わせて41,567kL/年である。



※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

図-2 生活排水の処理状況フロー（平成25年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、図-3に目標達成時の処理フローを示す。

表-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※1） （平成25年度）	目標（割合※1） （平成32年度）
排 出 量	事業系 総排出量	3,998トン	2,633トン（-34.1%）
	1 事業所当たりの排出量※2	1.8トン/事業所	1.0トン/事業所（-57.1%）
	家庭系 総排出量	6,731トン	6,067トン（-9.8%）
	1 人当たりの排出量※3	172.8kg/人	150.0kg/人（-13.1%）
合 計 事業系家庭系排出量合計		10,729トン	8,700トン（-18.9%）
再生利用量	直接資源化量	0トン（0.0%）	100トン（1.2%）
	総資源化量	1,469トン（13.7%）	2,363トン（27.2%）
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	-MWh	-MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	8,336トン（77.7%）	5,613トン（64.5%）
最終処分量	埋立最終処分量	924トン（8.6%）	724トン（8.3%）

事業所数：2,008 事業所 平成24年経済センサスー活動調査より

※1 排出量は現状に対する割合、その他は総排出量に対する割合

※2 $(1 \text{ 事業所当たりの排出量}) = \{ (\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量}) \} / (\text{事業所数})$

※3 $(1 \text{ 人当たり排出量}) = \{ (\text{家庭系ごみの総排出量}) - (\text{家庭系ごみの資源ごみ量}) \} / (\text{人口})$

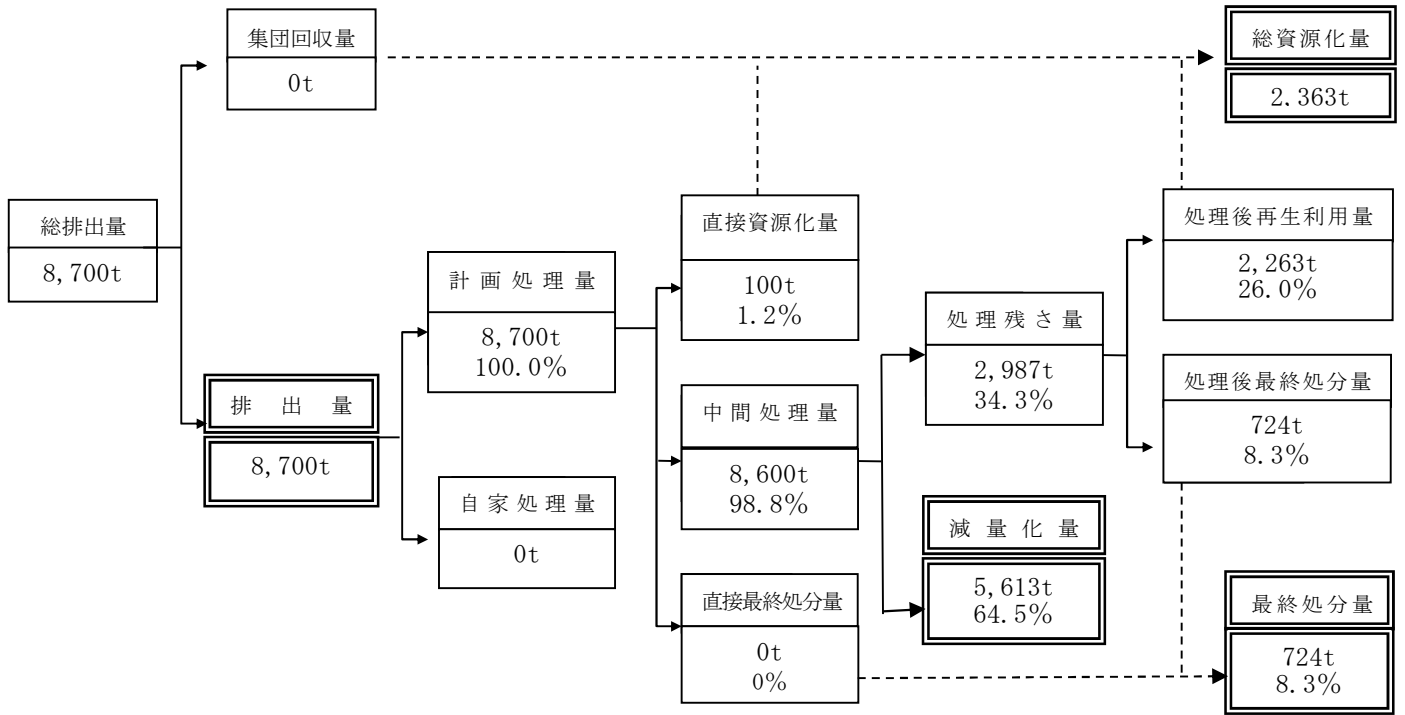
《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合があります。

図-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成32年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成25年度実績	平成32年度目標
処理形態別人口	公共下水道	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	農業集落排水施設等	270人 (0.8%)	225人 (0.8%)
	合併処理浄化槽等	9,261人 (27.4%)	8,614人 (29.2%)
	未処理人口	24,288人 (71.8%)	20,624人 (70.0%)
	合 計	33,819人 (100.0%)	29,463人 (100.0%)
汚泥の量 し尿・	汲み取りし尿量	31,013 キロリットル	25,846 キロリットル
	浄化槽汚泥量	10,554 キロリットル	9,602 キロリットル
	合 計	41,567 キロリットル	35,448 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

家庭系・事業系ごみ（少量排出事業者）については、指定袋制による有料化を導入している。

また、少量排出事業者以外の事業系一般廃棄物については、処理施設へ直接搬入により処理手数料を徴収している。

今後も、ごみ処理の有料化制度を継続し、発生抑制に努める。

イ 環境教育、普及啓発、助成

(ア) 環境教育

- ・市民に対しての講演会・懇談会の開催、職員が出向く説明会や出前講座などにより、生ごみを含めた分別区分の普及啓発や資源回収等の意識啓発に努める。

また、実施に当たっては、環境問題や廃棄物問題に取り組むNPOなどと連携して、より効果的なものとなるように努める。

- ・親子で参加できる対馬クリーンセンターの見学会、ごみ問題・環境問題をテーマにした学習会などを開催し、体験を通じた意識啓発を図る。

- ・対馬市教育委員会、NPOなどと連携し、小・中学生を対象とした環境教育や体験学習を実施する。

(イ) 普及啓発

a 環境・リサイクル等の情報提供の充実

- ・ごみ処理に関する国・県・市の取り組みなどの情報を迅速かつ正確に広報・啓発チラシ、ホームページ、ケーブルテレビなどを使って提供する。

b コミュニケーションの充実

- ・自治会などと連携し、対馬市における環境施策に係る地域説明会等を実施して市民と意見交換の場を持ち、コミュニケーションの充実を図る。

- ・漂流ごみ・漂着ごみの対策について、引き続き韓国の大学生や対馬市民ボランティアによる海岸清掃など実施し、国際交流を通じて現状の把握と国内及び外国からのごみの発生抑制を図る。

c 意識高揚を図るイベントの実施

- ・民間の再生事業所や工場の見学、環境展、シンポジウム、フリーマーケット等イベントの開催などにより、ごみ問題やリサイクルに関心を持ってもらう機会を増やす。

- ・対馬クリーンセンターにおいて3Rの普及啓発事業を展開し、市民団体やNPO等の情報交換、活動拠点としての活用を促進する。

(ウ) マイバック運動・レジ袋対策

- ・食生活改善推進協議会員、女性グループなどと連携し、マイバッグ活動等を推進する。

(エ) 生活排水対策

- ・公共用水域の環境保全を推進するために、広報、ホームページなどを使って、生活排水処理の重要性について啓発する。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-3に示すとおりである。

現在、市の一般廃棄物処理施設において、可燃ごみは焼却処理、不燃、粗大ごみは破砕・選別処理、資源ごみは対馬クリーンセンターリサイクルプラザで資源化し、不燃残渣類は、最終処分場で埋立している。

今後は、現状の分別体制を継続しながら可燃ごみ焼却に係る燃料削減対策として、分別の徹底などによるごみ減量化を図るとともに、更なる循環型社会の構築に向けて、対馬市全域による生ごみの分別収集と堆肥化事業に取り組み、廃棄物の減量化と資源化を図る。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

- ・今後とも家庭系ごみの分別区分に準じ、収集・処分を行う。
- ・事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業系ごみ減量化を指導するとともに、古紙回収業者等の情報を提供し資源化を推進する。
- ・事業活動において積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を活用するとともに、店頭回収等の実施・協力により、市民と連携した資源化活動を推進するよう指導する。
- ・ごみの多量排出事業者には、廃棄物の減量化・資源化に関する計画の策定等を要請し、ごみ排出量の削減を推進する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

市では、産業廃棄物の処理を行っていない。今後においても産業廃棄物の処理を行う予定はない。

エ 生活排水処理の現状と今後

- ・生活排水の処理については、引き続き、合併処理浄化槽の整備を進めていく。
- ・し尿及び浄化槽汚泥は、対馬北部衛生センター、対馬中部クリーンセンター及び厳美清華苑で処理を行っている。
- ・対馬北部衛生センター、対馬中部クリーンセンター及び厳美清華苑では、処理後に発生する汚泥と給食センター及び家庭などで発生する生ごみを併せて堆肥化し、再生利用する。

オ 対馬クリーンセンター基幹改良事業の実施

対馬市は、年間約9,000t程度のごみ焼却量であり、人口減少に比例して年々減少傾向にある。しかしながら、1人当たりのごみ排出量は830g～850gを推移し、生活様式の多様化などにより横ばい状態で減量化が取り組めていない状況にある。

そのような状況から、ごみ焼却量の削減と廃棄物の資源化に向けて、対馬市では平成28年度を目標に生ごみの分別収集、堆肥化の取り組みを実施する予定にしており、現在、実証実験に取り組んでいるところである。生ごみの分別収集・堆肥化については、離島として自立できる循環型社会の構築における重要施策として位置付けており、併せて対馬クリーンセンターの焼却量削減等の効果が図られる。

よって、ごみ焼却量の減少に対応した対馬クリーンセンター焼却施設の基幹改良事業を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、社会的背景で求められている地球温暖化対策として焼却施設の20%以上のCO₂削

減対策を講じ、対馬市の現状に応じた廃棄物処理体制を再構築する。

カ 今後の処理体制の要点

- ◇水切りの徹底、分別の徹底などによるごみの減量化を図る。
- ◇事業者に対する事業系ごみ減量化、リサイクル製品や環境に配慮した商品の活用、店頭回収の実施・協力の指導を行う。
- ◇事業者の紙類の資源化を推進するため、古紙回収業者等の情報を提供する。
- ◇多量排出事業者への減量化・資源化に関する計画策定、計画の実施を要請し、ごみ排出量の削減を推進する。
- ◇容器包装リサイクル法における再商品化の促進に向け分別収集などを推進する。
- ◇対馬クリーンセンター焼却施設の基幹改良事業を実施し、施設の長寿命化対策と温暖化対策を講じるとともに、廃棄物処理体制の再構築を図る。

表-3 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成25年）			
対馬市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
可燃ごみ	溶融 → リサイクル、埋立	対馬クリーンセンター ごみ焼却施設	8,542
不燃ごみ	破碎・選別 →	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	499
粗大ごみ	溶融、埋立		863
紙類	リサイクル	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	634
ペットボトル			35
白色トレイ			1
缶類			83
びん類			59
有害ごみ	処理委託 → リサイクル	—	13

今後（平成32年）				
対馬市				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理予測 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	溶融 → リサイクル、埋立	対馬クリーンセンター ごみ焼却施設	(スラグ) 建設、土木資材等として 利活用 (金属類) リサイクル (飛灰) リサイクル	6,945
不燃ごみ	破碎・選別 →	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	(可燃物) 溶融施設で処理	410
粗大ごみ	溶融、埋立		(不燃残渣) 処分場で埋立	694
紙類	リサイクル	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	売却又は処理委託	476
ペットボトル				16
白色トレイ				1
缶類				58
びん類				95
有害ごみ	処理委託 → リサイクル	—	—	5

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

前述した(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表-4のとおり必要な施設整備を行う。

表-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	対馬クリーンセンター	対馬クリーンセンター 焼却施設基幹改良事業	60 t / 日	対馬市巖原 町安神 141 番地	H29～H31

※現有処理施設の概要を添付（添付資料）

(整備理由)

事業番号 1：対馬クリーンセンター焼却施設の長寿命化と温暖化対策（CO2削減）による基幹改良事業の整備。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表-5のとおり行う。表-5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数（基） （平成25年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	1,580	304	1,907	H27～31
その他地方単独事業	—	—	—	—
合計	1,580	304	1,907	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表-6のとおり計画支援事業を行う。

表-6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	対馬クリーンセンター焼却施設基幹改良事業	基本設計、発注仕様書作成等	H28

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援に関するもの

廃棄物処理施設の基幹的設備改良を行うため、表-7のとおり、長寿命化計画の策定支援を行う。

表-7 実施する長寿命化計画の計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	対馬クリーンセンター焼却施設基幹改良事業	長寿命化計画策定	H27

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

再生利用する堆肥について、地元農家への配布等、他の汚泥再生処理施設から発生する汚泥堆肥と併せて、流通ルートの拡充に努める。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電のリサイクルについては特定家庭用機器再商品化法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄に関しては、住民や事業者に対して広報誌や不法投棄禁止看板の設置等により啓発を行うとともに、定期的な巡回パトロールや投棄物の回収等を行い不法投棄の防止を図る。

エ 災害時の廃棄物に関する事項

対馬市地域防災計画（H17.5）に基づき防災体制を構築している。

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、県・市町、民間事業者等との連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保する。

倒壊家屋、ガレキ等を処理する際には、資源の再生利用を優先し、適正処理を推進する。

【仮置場】

- 対馬クリーンセンター北部中継所、中部中継所
- 対馬クリーンセンターの敷地内
- 対馬市一般廃棄物最終処分場

【仮置後の処理・処分】

- 一般廃棄物、災害廃棄物については、市の処理施設で処理可能なものは処理し、処理できないものは市外の処理施設で処理を依頼する。
- 解体家屋については、民間の解体等処理事業者の協力を得て処理し、状況に応じて市の施設での処理を検討する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、長崎県及び国との意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。